◇┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳┳◆

**食科協かわら版　No.322　（2021年度No.42）**　 　2022/1/7

食の行政情報ならびに食中毒情報及びコロナ関係通知をお伝えする食科協のメールマガジン

食中毒情報は１回限り　行政情報は原則2回の掲載で削除します

新しいものは*NEW*マークがついております　期限設定のある記事は　期限終了まで掲載

**青字をスクロール　Ctrlキーを押しながらクリック　もしくは右クリックでハイパーリンクを開く**

◇┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻┻◆

**あけましておめでとうございます　雪の仕事始め**

**本年も　食科協をよろしくお願いいたします**

**次回トップ画面は「・・・」**

**なにがいいでしょうか**

|  |  |
| --- | --- |
| **目次** | **ページ** |
| 1. [**食科協関係**](#食科協関係)**事業経過等**
 | **2** |
| **2**[**厚生労働省関係**](#厚生労働省関係) | **2-7** |
| **3**[**食品安全委員会関係**](#食品安全委員会関係) | **7** |
| **4**[**農水省関係**](#農水省関係) | **7-14** |
| **5**[**消費者庁関連**](#消費者庁関連)**リコール情報** | **14-17** |
| **6**[**食中毒・感染症**](#食中毒・感染症)**細菌性食中毒→ウイルス性食中毒→寄生虫→自然毒→感染症→違反品の回収→他****各項目発生順で記載　菌種については月により掲載位置が変動しています** | **17-35** |

**１．****[食科協関係](#食科協関係)**

12月24日　かわら版321号・かわら版ニュース＆トピックス197号を発行。

12月28日　かわら版ニュース＆トピックス198号を発行。

1月　7日　 かわら版322号・かわら版ニュース＆トピックス199号を発行。

**２.****[厚生労働省関係](#厚生労働省関係)**　<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

**★***Link***傍聴・参加が可能な審議会等の会議一覧　ご案内しきれないときもございます**<https://www.mhlw.go.jp/topics/event/open_doors.html>

**★***Link***副反応疑い報告の状況について（とても詳しい資料です）**

**厚生科学審議会 (予防接種・ワクチン分科会 副反応検討部会)**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-kousei_284075.html>

**■***NEW***食品に関するリスクコミュニケーション「輸入食品の安全性確保に関する意見交換会」を開催します　～１月26日にオンラインで開催、参加者を募集～　2022/1/6**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/1111212865_00028.html>

　１開催日程

日時：令和４年１月26日（水）15時から16時50分

※14時30分からオンライン接続可能

会場：Web会議システムを用いたオンライン開催

※令和４年２月３日（木）から２月10日（木）まで、録画したものを以下のウェブサイトにてオンデマンドで配信します。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23157.html>

２主催　厚生労働省

３傍聴可能回線数　490回線（先着順）

４プログラム内容

（１）情報提供・講演

１「輸入食品の安全性確保対策について（令和４年度輸入食品監視指導計画（案））」

厚生労働省　医薬・生活衛生局食品監視安全課　輸入食品安全対策室　室長補佐　松井保喜

２「海外の食品安全情報の収集と提供」

国立医薬品食品衛生研究所　安全情報部第二室　　　　　　　　　　　室長　窪田邦宏　氏

３「輸入食品の安全・安心にかかる事業者の取り組みについて」

味の素株式会社　コーポレートサービス本部　品質保証部　品質保証推進グループ

　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　 シニアマネージャー　関宏道　氏

（２）質疑応答

進行：公益社団法人　日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　専門委員　蒲生恵美　氏

登壇者：上記（１）の情報提供・講演者３人に以下の１人を加えた4人

　　　　・厚生労働省　医薬・生活衛生局　食品監視安全課　輸入食品安全対策室　　　　　　室長　蟹江誠

お申し込みフォーム（インターネット）

お申し込みフォームはこちらから（視聴用URLの配布申し込み）

<https://tkp-jp.zoom.us/webinar/register/WN_J0HLImbST2aCfEDwELD9UQ>

※１月19日（水）までにお申し込みください。

**■***NEW***医療機器自主回収のお知らせ（クラスⅠ）(販売名：ENDURANT IIステントグラフトシステム)　2021/12/24**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23042.html>

　本日、東京都より、別添のとおり、日本メドトロニック株式会社が下記の医療機器の自主回収に着手した旨の情報提供がなされましたので、お知らせいたします。

記

一般的名称： 大動脈用ステントグラフト

販売名： ENDURANTⅡ ステントグラフトシステム

回収対象数量： 1,231個

出荷時期：令和３年６月４日から令和３年12月21日まで

東京都、日本メドトロニック（株）報道発表資料

<https://www.mhlw.go.jp/content/11126000/000872728.pdf>

**■***NEW***新型コロナワクチンの安全性評価に関する意見（医薬品等行政評価・監視委員会）　2021/12/24**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23022.html>

**■***NEW***第74回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和３年度第25回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）　資料　2021/12/24**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000208910_00036.html>

**■第２８回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会　資料　2021/12/23**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000192554_00015.html>

**■令和３年度　第１回　職場における化学物質管理に関するリスクコミュニケーション（意見交換会）（東京会場）　2021/12/21**

　<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22879.html>

　　職場における化学物質の管理手法が大きく変わろうとしています！

　職場で使われる化学物質の中には、危険性や健康有害性があるものも少なくありません。個別に法令で規制されている物質もありますが、規制されていない物質を、危険有害性を十分に確認せず使用したことによる労働災害の発生も跡を絶ちません。

　　このため厚生労働省では、危険有害性が確認された全ての物質にラベル表示と詳しい情報シート(SDS)の交付を義務づけ、事業者は製品のラベルとSDSから危険有害性を確認し、リスクアセスメントを実施した上で、労働災害を防ぐ措置を自ら選択して実行する「自律的な管理」を原則とする仕組みに転換することを検討中です。

　　この意見交換会では、新たな仕組みについて概観した上で、今後事業者・労働者が実行すべきことなどについて意見交換をしていきます。

　　参加無料で、どなたでもご参加いただけます。参加をご希望の方は、下記「お申込み・お問合せ先」によりお申込みください。多数の皆様のご参加をお待ち申し上げております。

　日時　令和４年２月３日 （木） 13:30～16:30

会場　エッサム神田ホール2号館 3階 大会議室 (2-301)

（東京都千代田区内神田3-24-5）

※会場参加とライブ配信（Zoom）によるWeb参加が可能です。

定員　会場参加 80名程度 ／ Web(Zoom)参加 300名程度

テーマ

・新たな化学物質管理～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～(仮題)

・法令準拠型から自律的管理へ～その背景と事業者の対応～(仮題)

・参加者との意見交換会

お申し込みについて

お申込み・お問合せ先

　　テクノヒル株式会社 化学物質管理部門　電話 03-6231-0133

　　お申し込みフォーム等：<https://www.technohill.co.jp/chemic/2021rc/>

（※）本リスクコミュニケーションは、厚生労働省からテクノヒル株式会社に委託して実施しております。

**■職場における化学物質対策について　2021/12/21**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html>

**■令和３年度　第２回　職場における化学物質管理に関するリスクコミュニケーション（意見交換会）（大阪会場）　2021/12/21**

　<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22881.html>

　日時　令和４年２月18日 （金） 13:30～16:30

会場　ティーオージー貸会議室 17階 11+12号室

（大阪府大阪市北区梅田1-1-3-1700）

※会場参加とライブ配信（Zoom）によるWeb参加が可能です。

定員　会場参加 60名程度 ／ Web(Zoom)参加 300名程度

テーマ

・新たな化学物質管理～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～(仮題)

・法令準拠型から自律的管理へ～その背景と事業者の対応～(仮題)

・参加者との意見交換会

お申込みについて

お申込み・お問合せ先

　　テクノヒル株式会社 化学物質管理部門 　電話 03-6231-0133

　　お申し込みフォーム等：<https://www.technohill.co.jp/chemic/2021rc/>

（※）本リスクコミュニケーションは、厚生労働省からテクノヒル株式会社に委託して実施しております。

**■第143回労働政策審議会安全衛生分科会（資料）**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22947.html>

**■2021年12月21日　薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会（オンライン会議）　議事要旨　2021/12/21**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22960.html>

**■「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬等（イソオイゲノール等16品目）の残留基準の設定又は改正）に関する御意見の募集について　2021/12/21**

**受付開始日時 2021年12月21日0時0分**

**受付締切日時 2022年1月19日23時59分**

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210327&Mode=0>

**■第30回　食品衛生管理に関する技術検討会 資料　2021/12/21**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22783.html>

**■食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法　2021/12/20**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/zanryu/zanryu3/siken.html>

**■食品に残留する農薬等の試験法　2021/12/20**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/zanryu/zanryu3/index.html>

**■令和３年12月３日　第73回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会、令和３年度第23回薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会（合同開催）議事録　2021/12/17**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22615.html>

**■令和３年度第１回化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会　（発がん性評価ワーキンググループ）　議事録　20021/12/17**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22876.html>

**■令和３年度第１回化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会　資料　2021/12/17**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22830.html>

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou/hpv_qa.html>

**■***NEW***原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の設定　2022/1/6**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22994.html>

　　本日、原子力災害対策本部は、昨日までの検査結果等から、山形県に対し、山形県山形市やまがたしにおいて採取されたキノコ類（野生のものに限る）について、出荷制限の設定を指示しました。

１　山形県に対し、山形市において採取されたキノコ類（野生のものに限る）について、本日、出荷制限が指示されました。

（１）本日付けの原子力災害対策本部から山形県への指示は別添１のとおりです。

（２）山形県の出荷制限指示後の管理の考え方は、別添２のとおりです。

※ 210 Bq/kg（山形市、令和３年９月30日検査結果）

　　　　　 140 Bq/kg（山形市、令和３年10月13日検査結果）

２　なお、原子力災害対策特別措置法の規定に基づく食品の出荷制限及び摂取制限の指示の一覧は、参考資料のとおりです。

（別添１）<https://www.mhlw.go.jp/content/11135000/000876239.pdf>

（別添２）<https://www.mhlw.go.jp/content/11135000/000876242.pdf>

（参考資料）<https://www.mhlw.go.jp/content/11135000/000876243.pdf>

**■***NEW***食品中の放射性物質の検査結果について（１２６８報）　2021/12/28**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22741.html>

**■食品中の放射性物質の検査結果について（１２６７報）　2021/12/22**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22598.html>

**■原子力災害対策特別措置法第20条第２項の規定に基づく食品の出荷制限の解除　2021/12/17**

　<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22765.html>

　　本日、原子力災害対策本部は、原子力災害対策特別措置法に基づき出荷制限が指示されていた、茨城県北茨城市きたいばらきしで産出されたタケノコについて、出荷制限の解除を指示しました。

１　茨城県に対し指示されていた出荷制限の品目のうち、北茨城市で産出されたタケノコについて、本日、出荷制限が解除されました。

（１）本日付けの原子力災害対策本部から茨城県への指示は別添１のとおりです。

（２）茨城県の申請は、別添２のとおりです。

２　なお、原子力災害対策特別措置法の規定に基づく食品の出荷制限及び摂取制限の指示の一覧は、参考資料のとおりです。

参考１

原子力災害対策特別措置法 －抄－

（原子力災害対策本部長の権限）

第２０条 （略）

２ 原子力災害対策本部長は、当該原子力災害対策本部の緊急事態応急対策実施区域及び原子力災害事後対策実施区域における緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに原子力事業者に対し、必要な指示をすることができる。

３～１０ （略）

参考２

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（原子力災害対策本部：最終改正 令和3年3月26日）

　（別添１）　<https://www.mhlw.go.jp/content/11135000/000867591.pdf>

（別添２）　<https://www.mhlw.go.jp/content/11135000/000867592.pdf>

（参考資料）<https://www.mhlw.go.jp/content/11135000/000867593.pdf>

**■***NEW***食品安全情報（微生物）No.1/ 2022（2022.01.06）**

[http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202201m.pdf](http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202201m.pdf%20)

**目次**

**【米国疾病予防管理センター（US CDC）】**

1. 包装済みサラダに関連して複数州にわたり発生している大腸菌 O157:H7 感染アウトブレイク（2021 年 12 月 30 日付初発情報）

2. Dole 社が製造した包装済みサラダに関連して複数州にわたり発生しているリステリア（Listeria monocytogenes）感染アウトブレイク（2021 年 12 月 22 日付初発情報）

3. Fresh Express社が製造した包装済みサラダに関連して複数州にわたり発生しているリステリア（Listeria monocytogenes）感染アウトブレイク（2021 年 12 月 22 日付初発情報）

**【カナダ公衆衛生局（PHAC）】**

1. 公衆衛生通知：冷凍ホールカーネルコーン（粒のトウモロコシ）に関連して複数州にわたり発生しているサルモネラ（Salmonella Enteritidis）感染アウトブレイク（2021 年12 月 21 日付更新情報）

**【欧州疾病予防管理センター（ECDC）／欧州食品安全機関（EFSA）】**

1. ECDC-EFSA 合同迅速アウトブレイク評価：輸入ゴマ製品に関連して複数国にわたり発生している複数の血清型のサルモネラ（Salmonella enterica）感染アウトブレイク

**【欧州疾病予防管理センター(ECDC)】**

1. サルモネラタイピング技術に関する第 11 回外部精度評価の報告書

**【欧州委員会健康・食品安全総局（EC DG-SANTE）】**

1. 食品および飼料に関する早期警告システム（RASFF：Rapid Alert System for Food and Feed）

**【欧州食品安全機関（EFSA）】**

1. 牛海綿状脳症および伝達性海綿状脳症（BSE-TSE）に関する科学的ネットワークの2021 年次報告書

**【ProMED-mail】**

1. コレラ、下痢、赤痢最新情報（46）

[http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202201m.pdf](http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202201m.pdf%20)

**■***NEW***食品安全情報（化学物質）No.1/ 2022（2022.01.06）**

<http://www.nihs.go.jp/dsi/food-info/foodinfonews/2022/foodinfo202201c.pdf>

**3.****[食品安全委員会関係](#食品安全委員会関係)**　<https://www.fsc.go.jp/>

**■***NEW***食品安全委員会（第８44回）の開催について　2022/1/6現在発表がありません**

**最近、発表が遅く、締め切りが早くなっております。参加をご希望の場合は、各自ご確認ください**

標記会合を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本会合については、傍聴者を入れずに開催いたしますが、本会合の様子については、下記４のとおり、web上で動画配信することといたしました。

議事録につきましては、後日、食品安全委員会Webサイト

（<http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html>） に掲載いたします。大変御迷惑をお掛けいたしますが、ご理解のほど、何卒よろしくお願いいたします。

記

１．開催日時：令和4年1月日（火）　１４：００〜

２．開催場所：食品安全委員会 大会議室　（港区赤坂５−２−２０ 赤坂パークビル２２階)

４．動画視聴について：本会合の様子の動画視聴を希望される方は、1月日（月）12時までに内閣府共通意見等登録システム（<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-1176.html>にて、氏名、所属、電話番号及びメールアドレスを御登録いただきますようお願いいたします。視聴をお申し込みいただいた方には、御登録いただいたメールアドレス宛てに、視聴に必要なURLを、1月日（火）12時までに御連絡いたします。なお、当日の資料につきましては、同日14時までに食品安全委員会Webサイト

（<http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html>）に掲載いたします。

<https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/annai804.html>

<http://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/annai/> 　**←発表がない場合はこちらからご確認ください**

**会議の結果は下記から確認できます**

**★***Link***食品安全委員会　開催実績リンク　開催日時、配付資料、議事録等**

　<https://www.fsc.go.jp/iinkai_annai/jisseki.html>

　<https://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_hisiryou_muramidase_030512.html>

**■肉を低温で安全においしく調理するコツをお教えします！　2021/12/24**

<https://www.fsc.go.jp/foodsafetyinfo_map/shokuhniku_teionchouri.html>

**■***NEW***食品安全関係情報更新（令和3年11月9日から令和3年12月10日）2021/12/24**

<https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2021&from_month=11&from_day=19&to=struct&to_year=2021&to_month=12&to_day=10&max=100>

**４．****[農水省関係](%E8%BE%B2%E6%B0%B4%E7%9C%81%E9%96%A2%E4%BF%82)**<https://www.maff.go.jp/>

**多すぎるので　豚熱・鳥インフルエンザの旧データを消去します　詳細は321号を参照ください**

**■***NEW***フランスからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について　2022/1/5**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220105_5.html>

　農林水産省は、令和4年1月3日（月曜日）にフランスのヴァンデ県及びロワール・アトランティック県からの、令和4年1月4日（火曜日）に同国オート・ピレネー県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

フランスのヴァンデ県及びピレネー・アトランティック県の家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザの発生が確認され、本発生に伴い設定された制限地域が隣接するロワール・アトランティック県及びオート・ピレネー県に及んだ旨、フランス家畜衛生当局から情報提供がありました。

（参考）ピレネー・アトランティック県からの生きた家きん、家きん肉等については、高病原性鳥インフルエンザの発生により、令和3年12月20日以降、一時輸入停止措置をしています。

2.対応

フランス家畜衛生当局からの情報提供を受け、本病の我が国への侵入防止に万全を期するため令和4年1月3日（月曜日）にヴァンデ県及びロワール・アトランティック県からの、令和4年1月4日（火曜日）にオート・ピレネー県からの生きた家きん、家きん肉等の輸入を一時停止しました（※）。

**■***NEW***愛媛県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内10例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について　2022/1/5**

　<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220105_6.html>

　　愛媛県西条市で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内10例目）について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました。

また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

1.概要

（1）愛媛県西条市の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内10例目、12月31日疑似患畜確定)について、動物衛生研究部門（注）が実施した遺伝子解析の結果高病原性と判断される配列が確認されました。

（2）これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。

（3）また、当該高病原性鳥インフルエンザウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

**■***NEW***青森県三戸町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内9例目）に係る移動制限の解除について　2022/1/5**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220105.html>

　　青森県は、同県三戸町(さんのへまち)で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内9例目）に関し、発生農場から半径3km以内で設定している移動制限区域について、令和4年1月5日（水曜日）午前0時（1月4日（火曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました

1.経緯及び今後の予定

（1）青森県は、同県三戸町の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内9例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました。

（2）青森県は、同県三戸町で確認された高病原性鳥インフルエンザに関し、令和3年12月30日午前0時に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定している搬出制限を解除しました。

（3）今般、青森県は、国内9例目の移動制限区域について、全ての発生農場の防疫措置が完了した令和3年12月14日の翌日から起算して21日が経過する令和4年1月5日（水曜日）午前0時（1月4日（火曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

**■***NEW***ハンガリーからの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置について　2022/1/4**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220104_7.html>

　　農林水産省は、令和3年12月28日（火曜日）にハンガリーのヤース・ナジクン・ソルノク県からの生きた家きん、家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

ハンガリーのベーケーシュ県の家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認され、本発生に伴い設定された制限地域が隣接するヤース・ナジクン・ソルノク県に及んだ旨、ハンガリー家畜衛生当局から情報提供がありました。

（参考）ベーケーシュ県からの生きた家きん、家きん肉等については、高病原性鳥インフルエンザの発生により、令和3年11月23日以降、一時輸入停止措置をしています。

2.対応

ハンガリー家畜衛生当局の情報提供を受け、本病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和3年12月28日（火曜日）にヤース・ナジクン・ソルノク県からの生きた家きん、家きん肉等の輸入を一時停止しました。

**■***NEW***愛媛県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内11及び12例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について　2022/1/4**

　<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220104_8.html>

　　本日（1月4日（火曜日））、愛媛県西条市の採卵鶏農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内11及び12例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の対応方針について決定します。

1.農場の概要

＜11例目＞

農場所在地：愛媛県西条市

飼養状況：採卵鶏（約8.3万羽）

＜12例目＞

農場所在地：愛媛県西条市

飼養状況：採卵鶏（約14.2万羽）

疫学関連農場：愛媛県今治市（1農場、約6000羽）

2.経緯

（1）本日（1月4日（火曜日））、愛媛県は、国内10例目の移動制限区域内に位置する疫学的関連のある同県西条市の2つの農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、直ちに農場への立入検査を実施しました。

（2）同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明したことから、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、疑似患畜であることを確認しました。

**■***NEW***埼玉県美里町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内7例目）に係る移動制限の解除について　2022/1/4**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220104.html>

　　埼玉県は、同県美里町で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内7例目）に関し、発生農場から半径3km以内で設定している移動制限区域について、令和4年1月2日（日曜日）午前0時（1月1日（土曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

1.経緯及び今後の予定

（1）埼玉県は、同県美里町の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内7例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました。

（2）埼玉県は、同県美里町で確認された高病原性鳥インフルエンザに関し、令和3年12月27日午前10時に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定している搬出制限を解除しました。

（　3）今般、埼玉県は、国内7例目の移動制限区域について、全ての発生農場の防疫措置が完了した令和3年12月11日の翌日から起算して21日が経過する令和4年1月2日（日曜日）午前0時（1月1日（土曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

**■***NEW***広島県福山市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内8例目）に係る移動制限の解除について　2022/1/4**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220104_5.html>

　　広島県は、同県福山市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内8例目）に関し、発生農場から半径3km以内で設定している移動制限区域について、令和4年1月3日（月曜日）午前0時（1月2日（日曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

1.経緯及び今後の予定

（1）広島県は、同県福山市の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内8例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました。

（2）広島県は、同県福山市で確認された高病原性鳥インフルエンザに関し、令和3年12月23日午前0時に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定している搬出制限を解除しました。

（3）今般、広島県は、国内8例目の移動制限区域について、全ての発生農場の防疫措置が完了した令和3年12月12日の翌日から起算して21日が経過する令和4年1月3日（月曜日）午前0時（1月2日（日曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

**■***NEW***愛媛県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内10例目）について　2021/12/31**

　<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211231.html>

　　本日（12月31日（金曜日））、愛媛県西条市の採卵鶏農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内10例目）されました。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

なお、我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1.農場の概要

所在地：愛媛県西条市

飼養状況：採卵鶏(約13万羽）

2.経緯

（1）昨日（12月30日（木曜日））、愛媛県は、同県西条市の農場から、死亡羽数が増加している旨の通報を受けて、当該農場に対し移動の自粛を要請するとともに農場への立入検査を実施。

（2）同日、当該鶏について鳥インフルエンザの簡易検査を実施し陽性であることが判明。

（3）本日（12月31日（金曜日））、当該鶏について遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認。

**■***NEW***英国からの家きん肉等の一時輸入停止措置について　2021/12/27**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211227_6.html>

　　農林水産省は、12月24日（金曜日）に英国のアーマー州及びロンドンデリー州からの家きん肉等の一時輸入停止措置を講じました。

1.経緯

英国のアーマー州及びティロン州の家きん飼養農場において、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1亜型）の発生が確認され、本発生に伴い設定された制限地域が隣接するロンドンデリー州に及んだ旨、英国家畜衛生当局から情報提供がありました。

（参考）ティロン州からの家きん肉等については、高病原性鳥インフルエンザの発生により、令和3年12月8日付けで一時輸入停止措置をしています。

2.対応

英国家畜衛生当局からの情報提供を受けて、同病の我が国への侵入防止に万全を期するため、令和3年12月24日（金曜日）にアーマー州及びロンドンデリー州からの家きん肉等の輸入を一時停止（※）しました。

（参考）生きた家きんについては、令和2年11月以降、コンパートメント施設以外の施設からは引き続き一時輸入停止措置をしています。

**■***NEW***埼玉県美里町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内7例目）に係る搬出制限の解除について　2021/12/27**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211227_5.html>

　　埼玉県は、同県美里町で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内7例目）に関し、発生農場の半径3kmから10km以内の区域に設定している搬出制限を令和3年12月27日午前10時に解除しました。

今後、埼玉県は、国内7例目の移動制限区域内で、当該疾病の新たな発生が認められなければ令和4年1月2日（日曜日）午前0時(1月1日（土曜日）24時)をもって、当該移動制限を解除する見込みです。

1.今後の予定

（1）埼玉県は、同県美里町で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内7例目）に関し、令和3年12月27日午前10時、発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定している搬出制限を解除しました。

（2）今後、埼玉県は、国内7例目の移動制限区域内で、当該疾病の新たな発生が認められなければ、発生農場の防疫措置が完了した12月11日の翌日から起算して21日が経過する、令和4年1月2日（日曜日）午前0時(1月1日(土曜日)24時)をもって、当該移動制限を解除する見込みです。

**■***NEW***千葉県市川市で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内6例目）に係る移動制限の解除について　2021/12/27**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211227_4.html>

　　千葉県及び東京都は、千葉県市川市で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内6例目）に関し、発生農場から半径3km以内で設定している移動制限区域について、令和3年12月27日（月曜日）午前0時（12月26日（日曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

1.経緯及び今後の予定

（1）千葉県及び東京都は、千葉県市川市の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内6例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました。

（2）千葉県及び東京都は、千葉県市川市で確認された高病原性鳥インフルエンザに関し、令和3年12月16日午前0時に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定している搬出制限を解除しました。

（3）今般、千葉県及び東京都は、国内6例目の移動制限区域について、全ての発生農場の防疫措置が完了した令和3年12月5日の翌日から起算して21日が経過する12月27日（月曜日）午前0時（12月26日（日曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

**■***NEW***熊本県南関町で発生した高病原性鳥インフルエンザ（国内5例目）に係る移動制限の解除について　2021/12/27**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211227.html>

　熊本県は、同県南関町(なんかんまち)で確認された高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内5例目）に関し、発生農場から半径3km以内で設定している移動制限区域について、令和3年12月27日（月曜日）午前0時（12月26日（日曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

1.経緯及び今後の予定

（1）熊本県は、同県南関町の養鶏場において高病原性鳥インフルエンザ（今シーズン国内5例目）が発生したことを受け、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域（発生農場の半径3km以内の区域）及び搬出制限区域（発生農場の半径3kmから10kmまでの区域）を設定しました。

（2）熊本県は、同県南関町で確認された高病原性鳥インフルエンザに関し、令和3年12月21日午前0時に発生農場の半径3kmから10km以内の区域について設定している搬出制限を解除しました。

（3）今般、熊本県は、国内5例目の移動制限区域について、全ての発生農場の防疫措置が完了した令和3年12月5日の翌日から起算して21日が経過する12月27日（月曜日）午前0時（12月26日（日曜日）24時）をもって、当該移動制限を解除しました。

**■***NEW***宮城県における豚熱の確認（国内76例目）及び「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」の持ち回り開催について　2021/12/25**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/211225.html>

　　本日、宮城県丸森町（まるもりまち）の養豚農場において家畜伝染病である豚熱の患畜が確認されたことを受け、農林水産省は、「農林水産省豚熱・アフリカ豚熱防疫対策本部」を持ち回りで開催し、今後の防疫方針について確認します。

現場及び周辺地域にも本病のウイルスが存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあります。現場及び周辺地域での取材は、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

1.農場の概要

所在地：宮城県丸森町

飼養状況：約7,000頭

疫学関連農場：岩手県（1農場）、宮城県（1農場）、山形県（2農場）、茨城県（6農場）、栃木県（2農場）、群馬県（2農場）、埼玉県（2農場）、千葉県（6農場）、神奈川県（1農場）、静岡県（2農場）、愛知県（1農場）※これらの農場で飼養する豚のうち、発生農場から移動した豚や、発生農場の豚から採取された精液を用いて人工授精を行った豚などの疑似患畜（合計約900頭）について殺処分を行います。なお、疑似患畜の所在県はいずれも豚熱ワクチン接種を行っています。

2.経緯

（1）宮城県は、同県丸森町の農場から、異状（呼吸器症状、下痢、発熱）が見られるとの通報を受け、昨日（12月24日（金曜日））、当該農場に立ち入り、病性鑑定を実施しました。

（2）宮城県の検査により豚熱の疑いが生じたため、農研機構動物衛生研究部門（注）で精密検査を実施したところ、本日（12月25日（土曜日））、豚熱の患畜であることが判明しました。

**■株式会社マルハチ村松における調味料の不適正表示に対する措置について　2021/12/21**

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/211221.html>

　　農林水産省は、株式会社マルハチ村松（本社:静岡県焼津市城之腰65-1。法人番号9080001015238。以下「マルハチ村松」という。）が、自らが製造し、表示責任者である調味料の原材料名について、販売先事業者へ提出した品質規格書に、使用した原材料を表示せず又は使用していない原材料を表示するなど虚偽の表示をし、業務用加工食品として販売したことを確認しました。このため、本日、マルハチ村松に対し、食品表示法に基づき、表示の是正と併せて、原因の究明・分析の徹底、再発防止対策の実施等について指示を行いました。

1.経過

農林水産省関東農政局が、令和2年6月9日から令和3年11月29日までの間、マルハチ村松に対し、食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法」という。）第8条第2項の規定に基づく立入検査を行いました。

この結果、農林水産省は、マルハチ村松が、自らが製造し、表示責任者である調味料23商品の原材料名について、別紙1のとおり虚偽の表示をして、平成20年4月1日から令和2年3月31日までの間に、合計3,781,698kgを業務用加工食品として販売したことを確認しました。

なお、マルハチ村松が行った違反行為の内容は以下(1)から(4)までのとおりです。

(1) 使用した原材料を表示しなかったこと（別紙1の1から15まで）

(2) 使用した原材料を表示せず、かつ、使用していない原材料を表示したこと（別紙1の16から20まで）

(3) 使用していない原材料を表示したこと（別紙1の21）

(4) 使用した原材料を重量順に表示しなかったこと（別紙1の22から23まで）

2.措置

マルハチ村松が行った上記1．の行為は、法附則第6条による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第19条の13第1項の規定に基づき定められた加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）第4条の2第1項第2号第5項第1号及び第6条第3号並びに法第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第10条第1項第4号及び第14条において準用する第9条第1項第13号の規定に違反するものです（別紙2参照）。

このため、農林水産省は、マルハチ村松に対し、食品表示法第6条第1項の規定に基づき、以下の内容の指示を行いました。

指示の内容

(1)販売する全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については速やかに食品表示基準の規定に従って、適正な表示に是正した上で販売すること。

(2)販売していた食品について、加工食品品質表示基準及び食品表示基準に定められた遵守事項が遵守されていなかった主な原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示制度に対する認識の欠如並びに食品表示制度についての内容確認及び管理体制の不備があると考えられることから、これを含めた原因の究明・分析を徹底すること。

(3)(2)の結果を踏まえ、食品表示に関する責任の所在を明確にするとともに、食品表示の相互チェック体制の強化、拡充その他の再発防止対策を適切に実施すること。これにより、今後販売する食品について、食品表示基準に違反する不適正な表示を行わないこと。

(4)全役員及び全従業員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。

(5)(1)から(4)までに基づき講じた措置について、令和4年1月21日までに農林水産大臣宛てに提出すること。

　添付資料

別紙1 不適正表示一覧表　<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/attach/pdf/211221-10.pdf>

別紙2 食品表示法等（抜粋）

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/attach/pdf/211221-8.pdf>

参考 株式会社マルハチ村松の概要

<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/kansa/attach/pdf/211221-9.pdf>

**■年末年始の牛乳消費拡大に向けて「NEW（乳）プラスワンプロジェクト」開始！　2021/12/17**

<https://www.maff.go.jp/j/press/chikusan/c_gyunyu/211217.html>

**５.****[消費者庁関連](#消費者庁関連)**

<https://www.caa.go.jp/>

**「消費者庁」になりすましたTwitter、Facebookアカウントにご注意ください。**

**■***NEW***令和3年特定商取引法・預託法の改正について　2022/1/4**

<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_transaction/amendment/2021/>

**■***NEW***「消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(案)」等に関する意見募集の結果の公示について　2022/1/4**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/027089/>

**■除雪機による死亡・重傷事故を防ごう!-正しく、安全に使用してください-　2021/12/23**

<https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_057/>

**■食品添加物の不使用表示に関するガイドライン案に関する意見募集について　2021/12/22**

**令和3年12月22日(水)から令和4年1月21日(金)まで(郵送の場合は同日必着)**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/027081/>

**■株式会社GSDに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について　2021/12/22**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/026894/>

　株式会社GSDに対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representatinon_211222_01.pdf>

別紙1　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representatinon_211222_02.pdf>

別紙2-1　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representatinon_211222_03.pdf>

別紙2-2　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representatinon_211222_04.pdf>

別紙2-3　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representatinon_211222_05.pdf>

別紙3　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representatinon_211222_06.pdf>

参考1～3　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representatinon_211222_07.pdf>

別添　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representatinon_211222_08.pdf>

**■「新型コロナ関連詐欺 消費者ホットライン～給付金やワクチンを口実にした詐欺にご注意ください!!～」の開設について　2021/12/22**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/027059/>

　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/local_cooperation_cms202_211222_01.pdf>

**■二酸化塩素による空間除菌を標ぼうする商品の製造販売業者2社に対する景品表示法に基づく措置命令について　2021/12/17**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/027004/>

　　消費者庁は、令和3年12月16日、二酸化塩素による空間除菌を標ぼうする商品の製造販売業者2社に対し、2社が供給する商品に係る表示について、それぞれ、景品表示法に違反する行為(同法第5条第1号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

　　二酸化塩素による空間除菌を標ぼうする商品の製造販売業者2社に対する景品表示法に基づく措置命令について　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211217_01.pdf>

別紙1-1ないし別紙1-10　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211217_02.pdf>

別紙1-11ないし別紙1-16　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211217_03.pdf>

別紙1-17ないし別紙1-26　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211217_04.pdf>

別紙2　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211217_05.pdf>

参考　　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211217_06.pdf>

別添1　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211217_07.pdf>

別添2　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/representation_211217_08.pdf>

**■電力・ガス自由化をめぐるトラブル速報!No.18「電力・ガスの契約に関する相談が多く寄せられています」　2021/12/17**

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/027006/>

　<https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_transaction_cms202_211216_01.pdf>

**消費者庁リコール情報サイト**<https://www.recall.caa.go.jp/>

**（回収中か否かに関わらず、だいたい一回の掲載で消去します）**

**★高善商店「白菜塩漬」 - 返金／回収　賞味期限の誤表示（誤：22.12.27、22.12.28、正：21.12.27、21.12.28）　2022/1/5**

**★くちば物産「棒餅（よもぎ）」 - 返金／回　カビによる汚染の可能性　2022/1/5**

**★フレスタ「イベリコ豚しゃぶしゃぶ盛合せ」 - 返金／回収　消費期限の表示欠落（消費期限：2022.1.5）　2022/1/5**

**★イオンスーパーセンター（釜石店）「北国のいちご大福、ふわふわオムレットアソート、白濱シェフのチーズケーキ（ストロベリー、ブルーベリー）」 - 返金／回収　冷凍販売商品を解凍された状態で販売　2022/1/5**

**★新みやぎ農業協同組合「ほうれん草」 - 返金／回収　残留農薬検査において、トルフェンピラドが0.03ppm検出されたため　2022/1/5**

**★106デリカ「1/2日分の野菜レンジちゃんぽん麺」 - 返金／回収　消費期限の表示欠落（消費期限：2022.01.03、04） 2022/1/5**

**★都光「ザイニ　チョコレート　5種」 - 返金／回収　アレルゲン「乳」の表示欠落　2022/1/5**

**★ウイッシュボン「キャラメルショコラサンド（プラチナム・レザン）（4個入）」 - 返金／回収　アレルゲン「アーモンド」の表示欠落　2022/1/5**

**★イータリー・アジア・パシフィック「GALUP PANDORO CLASSICO 750g」 - 返金／回収　賞味期限内の商品の一部にカビの発生を認めたため　2022/1/4**

**★ウオロク（中野山店）「佐渡のあごだし仕立て 塩銀鮭切身」 - 返金／回収　消費期限の誤表示（誤：23.1.4、正：22.1.4）　2022/1/4**

**★わらべや日洋食品株式会社「手巻おにぎり 明太子マヨネーズ」 - 返金／回収　アレルゲン「小麦・さけ」の表示欠落　2022/1/4**

**★協同商事「ビール：白-Shiro-」 - 交換／回収　海外販売用の裏ラベルが誤って貼り付けされ国内出荷されてしまったため　2021/12/28**

**★風花「メレンゲ(コーヒー、いちご)」 - 返金／回収　アレルゲン「卵」の表示欠落　2021/12/28**

**★信明商事「味峰おろしにんにく、味峰おろししょうが」 - 返金／回収　冷蔵保管品を常温品として販売　2021/12/28**

**★社会福祉法人北摂杉の子会「ビターココアクッキー、フールセック、バニラケーキ（ケーク・オ・ヴァニーユ） 」 - 交換／回収　調理器具の塗装のはがれが混入　2021/12/28**

**★須賀川中央ミート「和牛カルビーみそ漬け」 - 返金／回収　表示の欠落、賞味期限切れ食品の販売、製造者等の誤表示　2021/12/28**

**★さかえや「バターめんたい 112g」 - 返金／回収　カビによる汚染　2021/12/28**

**★グルメブランズカンパニー「シュトレン（フルサイズ、ハーフサイズ、スライス）」 - 返金／回収　賞味期限の誤表示（フルサイズ　誤：2022.12.3、正：2022.1.4、ハーフサイズ　誤：2022.12.28、正：2021.12.28）　2021/12/28**

**★綿半パートナーズ（スーパーセンター伊那店）「塩数の子」 - 返金／回収　賞味期限の誤表示（誤：2022.1.25、正：2022.1.3）、アレルゲン「小麦」「大豆」「さば」の表示欠落等　2021/12/28**

**★オーケー（ユーカリが丘店）「ベトナム産 ローストチキンレッグ（解凍品）」 - 返金／回収**

**冷蔵状態の消費期限（21.12.25）、保存方法（4℃以下）の表示の欠落　2021/12/28**

**★丸一北川食品「栗きんとん」 - 返金／回収　カビによる汚染　2021/12/28**

**★マルサ笹谷商店「いか塩辛、サーモンジャーキー」 - 返金／回収　添加物の使用基準違反（亜塩素酸ナトリウム製剤の使用）　2021/12/28**

**★バターのいとこ「バターのいとこ（ミルク・カカオ・あんバター・塩キャラメル）、バターのいとこ ゴールデンボックス」 - 交換／回収　菓子製造許可が無い施設で製造された商品が混入の恐れ　2021/12/28**

**★名取市農産加工連絡協議会「なとりの（菜取野）蒸し大豆」 - 返金／回収　異物混入（スポンジの破片のようなもの）の恐れがあるため　2021/12/27**

**★安田セツ子「きゅうりの甘辛漬、菊芋の甘辛漬、智恵子漬」 - 返金／回収　アレルゲン「小麦」「大豆」の表示欠落　2021/12/27**

**★朝日「モツエカクリームリー バニラアイスクリーム」 - 返金／回収　アレルゲン「乳」の表示欠落　2021/12/27**

**★アルプス「ヴァンフリー(白）」 - 返金／回収　カビによる汚染　2021/12/27**

**★よつ葉乳業「よつ葉北海道のむヨーグルトベリーミックス250g、よつ葉北海道濃厚ヨーグルトベリーミックス80g 」 - 返金／回収　酵母による容器膨張、破損及び風味変化の恐れ　2021/12/27**

**★銘菓良味屋「丸玉タンナファクルー」 - 返金／回収　賞味期限の誤表示（誤：22.12.31、正：21.12.31）　2021/12/27**

**★マイヤ「う舞屋亭おむすび（昆布）」 - 返金／回収　アレルゲン「鮭」の表示欠落　2021/12/24**

**★聖元「アジア物産 友誼商店 福岡店で販売された加工食品27品目」 - 返金／回収　邦文表記漏れ　2021/12/24**

**★瀬戸内IRICOデザイン「瀬戸内海産のアーモンド小魚大満足パック」 - 返金／回収　製造者等の表示不備、栄養機能食品としての表示欠落　2021/12/24**

**★大黒屋食品「いつものおつまみ くんあし 甘酢風味」 - 返金／回収　原材料名、添加物表示の欠落　2021/12/23**

**★スターズセブン・ジャパン 「アソートクッキー」 - 返金／回収　アレルゲン「卵」の表示欠落　2021/12/23**

**★浜食「国産カレーライス福神漬、国産福神漬」 - 返金／回収　アレルゲン「ごま」の表示欠落、「要冷蔵」の表示欠落　2021/12/23**

**６.** **[食中毒・感染症](#食中毒・感染症)**<https://news.yahoo.co.jp/articles/8068a715873c6ec58e1b8a24b767bfef42745261>

**■***NEW***インフルエンザ（総合ページ）**

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou/infulenza/index.html>

**★細菌性食中毒★**

**■浦添の飲食店　２人が食中毒　カンピロバクター　沖縄県浦添市**

**2021年12月30日 05:00　沖縄タイムズ**

**カンピロバクター**

<https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/887449>

**■食品衛生法違反者の公表について（施設に対する行政処分等）　大阪府大阪市**

**2021年12月29日**

**カンピロバクター**

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000527025.html>

　食品衛生法第69条の規定に基づき、大阪市が違反者に対し行政処分等を行った事例について、次のとおり公表します。

　なお、公表期間は、原則として行政処分等を行った翌日から起算して14日間とします。（ただし、公表期間満了日が閉庁日の場合は、次の開庁日に公表を終了します。）

施設に対する行政処分等

公表年月日：令和3年12月29日

施設名称（仮）焼鳥ボーイ．焼売ガール　業種　飲食店営業

行政処分等の理由　食品衛生法第6条第3号違反（食中毒の発生）

行政処分等の内容　営業停止2日間

備考

【病因物質】カンピロバクター

【原因食品】コース料理（詳細について調査中）

【有症者】7名

**■熊本市内の飲食店での食中毒発生に伴う営業停止処分について　2021/12/28　熊本県熊本市**

**カンピロバクター**

<https://www.city.kumamoto.jp/common/UploadFileDsp.aspx?c_id=5&id=39395&sub_id=1&flid=282109>

　本日、食中毒発生に伴い飲食店への営業停止処分を行いましたので、お知らせします。

１ 概要

（１）探知

令和３年（2021 年）１２月２３日（木）１４時２０分、熊本市内在住の方から「１２月１７日（金）に熊本市内の飲食店を８名で利用し、自分を含めて３名が体調異常を呈しており、そのうち２名が医療機関を受診している。」との連絡がありました。

（２）調査

当該グループは会社の同僚ら８名で、１２月１７日（金）２０時頃から当該飲食店で食事をしており、１２月１８日（土）から１２月２１日（火）までに３名が腹痛、下痢、発熱などの症状を呈していることが判明しました。

（３）決定

有症者３名の共通食に当該飲食店での食事があり、また、有症者の検便検査結果、有症者の喫食状況や発症状況、当該飲食店での調理状況から、この飲食店の食事を原因とする食中毒と断定し、この飲食店に対して営業停止を命じました。

２ 有症者の状況

（１）発症日時 令和３年（2021 年）１２月１８日（土）１８時（初発）

（２）主な症状 腹痛、下痢、発熱

（３）喫食者数 ８名

（４）有症者数 ３名 内訳：男性３名（年齢２５歳～２８歳）

（５）その他 医療機関受診者２名（入院者０名）

有症者は快方に向かっています。

３ 原因食品 １２月１７日（金）に当該飲食店で提供された食事（加熱不十分と思われる鶏肉料理を含む）（２０時頃喫食）

４ 病因物質 カンピロバクター

５ 措置等

営業停止 令和３年（2021 年）１２月２８日（火）から１２月２９日（水）までの２日間

【備考】

　

【参考】熊本市における食中毒の発生状況（ただし、本件は含まない。）

　　なお、平成２９年の８件のうち５件（２２名）、平成３０年の３件のうち１件（２名）、令和元年の３件（１３名）、令和２年の２件のうち１件（３名）、令和３年の６件のうち５件（１６名）は、本件と同じカンピロバクターを病因物質とするものであった。

《カンピロバクターによる食中毒について》

〔特徴〕 家畜、家きん類の腸管内に生息し、食肉（特に鶏肉）、臓器や飲料水を汚染する。乾燥に極めて弱く、また、通常の加熱処理で死滅する。

〔症状〕 潜伏期は２～５日とやや長い。発熱・倦怠感・頭痛・吐き気・腹痛・下痢など。少ない菌量（１００個程度）でも発症。

〔過去の原因食品〕 食肉（特に鶏肉）、飲料水、生野菜など。

〔対策〕

・食肉は十分に加熱調理（中心部を７５℃以上で１分間以上加熱）を行う。

・食肉は他の食品と調理器具や容器を使い分けて処理や保存を行う。

・食肉を取り扱った後は、手を洗ってから他の食品を取り扱う。

・食肉に触れた調理器具等は使用後洗浄・殺菌・乾燥を行う。

〔熊本市での過去の発生例〕

　

**■高松市の居酒屋で食中毒 ３日間の営業停止処分　香川県高松市**

**１２月27日　18時45分　香川 NEWS WEB**

**調査中**

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/takamatsu/20211227/8030011875.html>

　**食中毒の発生について（2021年12月27日発表）**

**更新日：2021年12月27日　香川県高松市**

**調査中**

<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/kankyo_eisei/shokuhin/press/syokutyuudoku2019922.files/syokutyuudokunogaiyou20211227.pdf>

食中毒が発生

１ 概要

令和３年 12 月 22 日（水）14 時 15 分頃、鍛冶屋町にある「はなれ談楽 えん」を利用したグループの家族から、利用した６名のうち複数名が体調を崩している旨の連絡がありました。

この患者グループ（20 歳 男性３名 女性３名）を調査したところ、12 月 17 日（金）にこの施設を利用した 1 グループ６名のうち５名が、下痢、発熱、頭痛等の食中毒症状を呈し、５名全員が医療機関を受診していることが判明しました。

この５名の有症者に共通する食事は、この施設で提供された食事しかないこと、有症者の症状が類似していること、有症者５名全員が医療機関を受診しており、診察した医師から食中毒患者届出票が提出されたことから、当該施設が提供した食事を原因とする食中毒と断定し、令和３年 12 月 27 日（月）から令和３年 12 月 29 日（水）までの３日間の飲食店営業の停止処分としました。

なお、入院患者はなく、全員快方に向かっています。

２ 摂食者数 ６名

３ 有症者数 ５名

４ 原因施設 施設名 はなれ談楽 えん

５ 献立内容 根菜鶏肉巻き、だし巻き玉子、鶏唐揚げ、軟骨唐揚げ、生ハムサラダ、枝豆など

６ 検体 調理器具等のふき取り（調理台、冷蔵庫の取っ手など 10 検体）

 従業員便（１検体）

 有症者便（３検体）

 検査機関 高松市保健所

７ 原因食品 調査中

８ 病因物質 調査中

９ 行政処分 令和３年 12 月 27 日（月）から 12 月 29 日（水）までの３日間の飲食店営業の停止処分

10 参考事項

今年の食中毒発生件数及び患者数（今回を除く）

３件 10 名（うち死者０名、香川県全体では ８件 94 名）

昨年の食中毒発生件数及び患者数

１件 15 名（うち死者０名、香川県全体では ７件 138 名）

**★ウイルスによる食中毒★**

**■施設に対する行政処分等の情報　2022/1/4　大阪府箕面市**

**ノロウイルス**

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/ihan/sisetsuihan.html>

　公表年月日：令和4年1月4日

業種：飲食店営業

施設名称：喫茶・軽食　もみじ

違反の理由：食品衛生法第6条第3号違反

違反の内容：食中毒の発生

措置状況：営業停止2日間

病因物質：ノロウイルス

原因食品：12月27日及び28日に提供された食事

患者数：13名

**■飲食店営業施設等に対する不利益処分等　20121/12/30　江戸川区**

**ノロウイルスGⅠ**

<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/documents/8048/syobunnnaiyou.pdf>

　公表年月日 令和３年 12 月 30 日

業種等 飲食店営業（※注１）

施設名称 築地魚蔵・釜蔵・うな蔵

主な適用条項　食品衛生法第６条違反による、同法第 55 条第１項（※注２）の適用

不利益処分等を行った理由　食中毒の発生

不利益処分等の内容 営業停止（７日間）

食中毒の原因 ノロウイルス GⅠ

原因となった食品　令和３年 12 月 17 日に当該施設が製造した「鰻ちらしと豚しゃぶ弁当」

備考 患者数 22 名（1 グループ）

（※注１）令和元年政令 123 号の附則の第２条の規定により、なお従前の例による営業

（※注２）平成 30 年法律第 46 号の第２条の規定による改正前の食品衛生法

**■【長崎】島原市内の飲食店で８人が食中毒　長崎県長崎市**

**2021年12月30日　ncc長崎文化放送**

**ノロウイルス**

<https://www.ncctv.co.jp/news/96740.html>

**食中毒事件の発生について　2022/1/4****長崎県長崎市**

**ノロウイルス**

　<https://www.pref.nagasaki.jp/press-contents/532921/index.html>

　　12月28日(火曜日)午後3時30分頃、酒井外科胃腸科医院(島原市宮の町650番地1)より、食中毒を疑う症状を呈した患者が複数受診している旨の通報が県南保健所にあり、同保健所が調査を行った。

　　その結果、同保健所は原因施設を島原市にある飲食店と断定し、本日、行政処分を行いましたのでお知らせします。

1.　概要

　　　県南保健所による調査の結果、有症者らは、島原市にある飲食店において、12月24日(金曜日)午後6時30分頃から11名で会食し、うち8名が12月25日(土曜日)午後5時頃から26日(日曜日)午後6時30分頃にかけて下痢、嘔吐等の症状を呈していることが判明した。

　　　有症者全員の共通食がこの飲食店の食事以外にないこと、有症者及び調理従事者の便からノロウイルスが検出されたこと、発症までの時間と症状がノロウイルス食中毒の特徴と一致することから、同保健所は当該飲食店を原因施設とする食中毒と断定し、以下のとおり行政処分を行った。

2.　原因施設

営業所の名称：そば幸

営業の種類：飲食店(一般食堂)

3.　原因食品　令和3年12月24日(金)に当該飲食店から提供された食事

〔提供されたメニュー〕

松前漬、前菜、刺身、鳥たたき、そば、モツ鍋、ステーキ、天ぷら、寿司、茶碗蒸し、果物

4．病因物質　ノロウイルス

5．処分内容

令和3年12月30日(木)から31 日(金)まで2日間の営業停止(食品衛生法第6条第3号違反)　なお、当該施設は12月29日(水)から営業を自粛している。

6．症状　下痢、嘔吐等

7．摂食者数　11名

8．有症者数（令和3年12月30日現在)　8名 (21歳から66歳)

3名受診 (入院した者はおらず、回復に向かっている。)

参考：県内の食中毒発生状況(令和3年12月30日(木曜日)現在) (本件含む)



**■神戸・三宮の飲食店で食中毒　男女７人が症状　兵庫県神戸市**

**2021/12/29 16:49神戸新聞NEXT**

**ノロウイルス**

　<https://www.kobe-np.co.jp/news/jiken/202112/0014951868.shtml>

**食中毒事件の発生　記者資料提供（令和3年12月28日）健康局食品衛生課　神戸市**

**ノロウイルス**

<https://www.city.kobe.lg.jp/a99427/kenko/health/hygiene/press/428173105824.html>

　概要

令和3年12月27日（月曜）、市民より「10名で「天菜 三宮店」を利用したところ、複数名が嘔吐、下痢等の症状を呈している。」との通報が保健所東部衛生監視事務所に寄せられました。

東部衛生監視事務所の調査の結果、12月22日（水曜）に「天菜 三宮店」を利用した1グループ10名中7名が12月23日（木曜）より発熱、嘔吐、下痢等の症状を呈していることが判明しました。

当該施設で提供された食事以外に共通食事がないこと、発症状況が類似していること、患者便3検体及び無症状の調理従業員便1検体からノロウイルスGⅡが検出されたこと並びに患者を診察した医師より食中毒の届出があったことから、神戸市保健所長は当該施設で提供された食事を原因とする食中毒と断定し、当該施設に対して営業停止（12月28日（火曜）から12月30日（木曜）までの3日間）を命じました。なお、患者は全員快方に向かっています。

原因施設

業種　飲食店営業

屋号　天菜　三宮店（あまな さんのみやてん）

原因食事　12月22日（水曜）に提供された食事

病因物質　ノロウイルスGⅡ

喫食日時　12月22日（水曜）午後6時

発症日時　12月23日（木曜）午前7時（初発患者）

主症状　発熱、嘔吐、下痢

患者の状況　7名（男4名：22～29才、女3名：23～48才）

住所別：市内 計6名（東灘区：1名 灘区：2名 北区：2名 垂水区：1名）

　　　：市外 計1名（西宮市：1名）

主な喫食内容

蒸し牡蠣、刺身5種盛り合わせ、豆腐サラダ、サーモンフライ、鶏の天ぷら、ハラミステーキ、ナスの天ぷら生ハム乗せ、牡蠣の釜飯、デザート（わらびもち）

**■学生寮で集団食中毒、ノロウイルス検出　52人に腹痛や吐き気　京都府京都市**

**2021年12月27日 20:04　京都新聞**

**ノロウイルス**

<https://www.kyoto-np.co.jp/articles/-/701368>

**学生寮で集団食中毒か　34人病院搬送、京都****京都府京都市**

**12/24(金) 12:18配信　京都新聞**

**ノロウイルス**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/c8714851b24b178786f5c7d0c57ff06fc02b5cd9>

**食中毒の発生について　2021/12/27　京都府京都市**

**ノロウイルス**

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/cmsfiles/contents/0000110/110109/osirase_shokuchudoku.pdf>

　　令和３年１２月２４日（金），市内の複数の医療機関から本市医療衛生センターに以下のとおり連絡があった。

『左京区内の学生寮の寮生が多数，嘔吐，下痢等の症状を呈しており，当院を受診している。』

医療衛生センターが調査したところ，令和３年１２月２２日に当該学生寮の給食を喫食し，調査できた６９人のうち５２人が１２月２３日（木）午後１時から１２月２５日（土）午前８時にかけて嘔吐，下痢，発熱等の症状を訴えていることが判明した。

さらに，本日までに，患者８人，調理従事者２人の便からノロウイルスが検出された。

京都市保健所では，患者を診察した医師から食中毒の届出があったこと，患者に共通する食事が当該給食施設で提供された食事のみであること，患者の発症状況が類似していること及び患者及び調理従事者の便からノロウイルスが検出されていることから，当該給食施設が提供した食事を原因とする食中毒であると断定し，令和３年１２月２７日（月）から２９日（水）まで３日間の営業停止を命令した。

なお，当該給食施設では令和３年１２月２４日（金）から給食施設の使用を自粛している。

医療衛生センターは，当該給食施設に対し，施設の清掃，消毒の徹底を指導するとともに，食中毒予防に関する再教育を行い，被害の拡大と再発の防止に努めている。

〇 患者喫食メニュー

【１２月２２日 夕食】

魚の塩ダレ焼き，鶏肉と大根の煮物，わかめときゅうりの梅和え，ごはん，汁物，香物，パイナップル

〇 原因施設

屋 号 ドーミー百万遍アネックス

業 種 飲食店営業

患者情況

喫 食 者 数 ６９人（男：６８人 女：１人）（調査ができた人）

患 者 数 ５２人（男：５２人 女：０人）（調査ができた人）

初発日 時 令和３年１２月２３日（木）午後１時

主な症 状 嘔吐，発熱，下痢，腹痛等

**■食中毒の発生について （令和３年１２月２５日午後３時 00 分現在）　福岡県福岡市**

**ノロウイルス**

　<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/2785/1/1225shokuchudokunohasseinitsuite.pdf?20211225160845>

　１ 探知

令和３年１２月２０日（月）午後２時４５分頃、南区の事業所から南区保健福祉センター（南保健所）に、「１２月１７日（金）午後６時頃から職場の同僚で、中央区内の飲食店を利用したところ、複数名が翌日から下痢、発熱等の食中毒様症状を呈した」旨の連絡があった。

２ 概要

令和３年１２月１７日（金）午後６時頃から、１グループ１８名が福岡市中央区の居酒屋で食事をしたところ、うち９名が１２月１８日（土）午後１時頃から下痢、発熱等の食中毒様症状を呈した。

また、１２月１８日（土）１９時頃から上記とは別の１グループ４名が同店で食事をしたところ、４名全員が１２月１９日（日）午後４時頃から下痢、発熱等の食中毒様症状を呈した。

調査の結果、中央区保健福祉センター（中央保健所）は、当該施設が提供した食事が原因のノロウイルス食中毒と断定し、２日間の営業停止処分とした。

なお、同施設は１２月２３日（木）から営業を自粛している。

３ 症状 下痢、発熱等

４ 摂食者数 ２グループ２２名（１８名グループ、４名グループ）

５ 有症者数

　

　６ 検査（福岡市保健環境研究所で実施）

（１）有症者便：７検体…６検体からノロウイルス検出

（２）施設従業員便：２検体…１検体からノロウイルス検出

（３）施設ふきとり：４検体…食中毒菌陰性

７ 原因施設

（１）営業所所在地 福岡市中央区薬院三丁目１３番１１号

（２）営 業 者 氏 名 ８ＭＥＮ株式会社 代表取締役 八坂 学（えいとめん、やさかまなぶ）

（３）屋 号 とりやき 八

（４）業 種 飲食店営業

８ 原因食品

当該施設が１２月１７日（金）及び１２月１８日（土）に提供した食事

（１）１２月１７日（金）のメニュー

鶏のつくね、鶏のさしみ盛合わせ（もも肉、ささみ、むね肉、砂肝）、鶏もものタタキ、豆腐、卵黄のしょうゆ漬、大根、朝採り生野菜、焼もの盛合せ（もも肉、ささみ、砂肝、鶏とろ、手羽、白肝）、鶏そば、親子丼、そぼろ丼、鶏めしおにぎり、焼ぷりん、クリームチーズのアイスクリーム

（２）１２月１８日（土）のメニュー

 鶏のつくね、焼もの盛合せ（もも肉、ささみ、砂肝、鶏とろ、手羽、白肝、テール、むね肉）、鳥わさ、ぢどりのカルパッチョ、鶏のさしみ盛合わせ（もも肉、ささみ、むね肉、砂肝）、焼おにぎり、だし巻き玉子、ぢどりとクリームチーズのホットサンド、鶏そば、親子丼、鳥茶づけ

９ 原因施設に対する指導事項

（１）調理従事者の健康管理を徹底すること

（２）手指の洗浄・消毒を徹底すること

（３）調理器具等の洗浄・消毒を徹底すること

（４）鶏肉は十分に加熱して提供すること

10 措置処分

中央区保健福祉センター（中央保健所）は、以下の理由により当該施設が提供した食事が原因のノロウイルスによる食中毒と断定し、１２月２５日（土）１５時から１２月２７日（月）１５時までの２日間（４８時間）の営業停止処分とした。

（１）有症者の共通食は当該施設が提供した食事のみであること

（２）有症者６名の便からノロウイルスが検出されたこと

（３）潜伏時間及び症状がノロウイルスによる食中毒と一致すること

（４）疫学調査の結果、感染症が疑われる事象がないこと

（５）調理従事者の便からノロウイルスが検出されたこと

　〈参考〉福岡市における令和２年及び令和３年食中毒発生状況

　

**■食中毒の発生及び行政処分について　2021/12/24　愛媛県伊予郡松前町**

**ノロウイルス**

<https://www.pref.ehime.jp/h25300/4793/shokuchuudoku/documents/press_1225.pdf>

　１ 概 要

 令和３年12月21日(火)、大分市保健所から県薬務衛生課に、「12月18日(土)、19日(日)に愛媛県内で開催されたテニス練習会に参加した大分県在住者10名中５名が嘔吐、下痢等の症状を呈しており、伊予郡松前町の飲食店「宝寿し」が提供した弁当を食べている」との連絡があった。

施設を所管する中予保健所が調査したところ、「宝寿し」が提供した仕出し弁当を喫食した参加者及び指導者32名のうち18名が、12月19日14時から20日11時にかけて、嘔吐、下痢、発熱等の食中毒様の症状を呈し、うち10名が医療機関を受診していた。

同保健所では、患者に共通する食事は同施設の仕出し弁当のみであり、調理従事者便及び複数の患者便からノロウイルスが検出されたこと、患者の症状、潜伏期間等の疫学調査の結果が同ウイルスによる食中毒の特徴と一致していることなどから、本件を同施設が昼食用に調製した仕出し弁当を介して発生した食中毒と断定した。

このため、同保健所は食品衛生法に基づき、同施設を12月24日(金)から12月28日(火)まで５日間の営業停止処分とするとともに、食品の衛生的な取扱いの徹底について文書で指導した。

２ 発生状況(令和３年12月24日(金)14時00分現在)

(１)発生日時 12月19日(日)14時00分～12月20日(月)11時00分

(２)喫食者数 32名

(３)喫食日時 12月18日(土)及び19日(日)12時30分ごろ

(４)発症者数 18名(男11名、女７名) (年齢12歳～47歳)

(５)受診者数 10名(男４名、女６名) (年齢12歳～23歳)（12医療機関）

(６)主な症状 嘔吐、下痢、発熱等

(７)原因施設 名 称：宝寿し（たからずし）(飲食店営業）

(８)原因食品 12月18日(土)及び19日(日)に同施設が調製した仕出し弁当

(９)病因物質 ノロウイルス

(10)行政処分 中予保健所が食品衛生法に基づき12月24日(金)から12月28日(火)まで５日間の営業停止処分

【メニュー】 12月18日（土）弁当

 　　白飯 卵焼 シューマイ エビ寄せフライ 春巻 八宝菜風（白菜等） ポテトサラダ イチゴ

 　　12月19日（日）弁当

 　　白飯 卵焼 チキン南蛮 チヂミ エビチリ ふんわり豆腐あんかけ マカロニサラダ キャベツ千切り イチゴ

**■（追加情報）隠岐保健所管内における食中毒の発生について（第２報）　2021/12/20**

**ノロウイルス**

<https://www3.pref.shimane.jp/houdou/uploads/155760/136348/82a12915138efb3be3fa63f3b0d419d5.pdf>

１ 概 要

「旅館 みつけ島荘」（隠岐郡西ノ島町大字美田 2151－3）を原因施設とする食中毒については、12 月 17 日に発表したところですが、島根県保健環境科学研究所および関係自治体における検査の結果、患者便および従事者便からノロウイルスが検出されたことから、隠岐保健所はこれを病因物質としました。

２ 原因食品 「旅館 みつけ島荘」が 12 月 14 日の宿泊者に提供した食事

３ 患 者 数 ５名（第１報と同じ）

４ 検査結果 患者４名の便および従事者１名の便からノロウイルスを検出

５ 病因物質 ノロウイルス

**★寄生虫による食中毒★**

**■1.飲食店営業施設等に対する不利益処分　2021/12/30　千代田区**

<https://www.city.chiyoda.lg.jp/koho/kurashi/shokuhin/kanshi/ihansha.html>

　概要

公表年月日　令和3年12月30日

施設の名称　回転寿司江戸ッ子

業種　飲食店営業

処分等の対象となった違反食品等　令和3年12月23日に上記施設が調理・提供した寿司

処分を行った理由　食中毒の発生

処分の内容　営業停止命令　生食用鮮魚類およびイカ類（冷凍品を除く）の調理、提供に限る。

（令和3年12月30日の1日間）

処分等を行った措置状況　患者からアニサキスが摘出されています。

**■令和3年発生状況　2021/12/30　山形県東田川郡**

**アニサキス**

<https://www.pref.yamagata.jp/020071/kurashi/shoku_anzen/syokuchuudoku/r3jokyo.html>

　発生年月日　2021/12/30

　原因施設所在地　東田川郡

　喫食者数　２名

　発症者数　１名

　原因施設　不明

　原因食品　不明

　病因物質　アニサキス

**■食中毒事件の発生について　2021/12/27　和歌山県和歌山市**

**既報なのですがなぜか再掲されました**

**アニサキス**

<http://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/041/561/2021120804.pdf>

　（概要）

令和３年１２月６日（月）午後５時３０分頃、医療機関から和歌山市保健所に「本日腹痛を呈して当院を受診した患者からアニサキスを摘出した。」との届出があった。

調査したところ、当該患者は１２月５日（日）午後８時頃から下記施設で購入したアジの刺身を自宅にて喫食し、翌日の午前５時頃から腹痛、吐き気を呈していることが判明した。原因と考えられる生食用魚介類の内、冷凍されていないものは下記施設で調理、販売されたアジの刺身以外にないこと、患者を診察した医師から食中毒の届出があったことにより、下記施設で調理されたアジの刺身の喫食を原因とする食中毒と断定した。

 なお、患者は快方に向かっている。

１ 発生日時 令和３年１２月６日（月） 午前５時頃から

２ 有症者数 １名（男性 ４０代）

３ 主な症状 腹痛、吐き気

４ 病因物質 アニサキス

５ 原因食品 アジの刺身

６ 原因施設

 　　業 種 魚介類販売業

 　　営業所の名 称 フードセンタ－プライスカット神前店

７ 原因等についての調査

 ・患者の喫食状況等の調査

・原因施設の調査

８ 措置 食品衛生法に基づき当該施設の魚介類販売業の一部を令和３年１２月８日（水）

から１日間の営業停止（営業停止の範囲は鮮魚介類の調理加工に限る。）

**■食中毒発生状況　2021/12/25　宮城県仙台市**

**アニサキス**

<http://www.city.sendai.jp/sekatsuese-shokuhin/kurashi/anzen/ese/shokuchudoku/ichiran.html>

発生年月日　2021/12/25

　発生場所　仙台市青葉区

　喫食者数　４名

　患者数　１名

　原因食品　寿司

　病因物質　アニサキス

　原因施設　飲食店

**★自然毒による食中毒★**

**■取扱者の資格なし　自宅でフグ調理、今治の60代男性が食中毒　愛媛県今治市**

**2021年12月28日（火）（愛媛新聞）**

**動物性自然毒　ふぐ**

<https://www.ehime-np.co.jp/article/news202112280039>

**食中毒の発生について　2021/12/28　愛媛県今治市**

**動物性自然毒　ふぐ**

<https://www.pref.ehime.jp/h25300/4793/shokuchuudoku/documents/211228.pdf>

１ 概 要

 令和３年12月25日（土）23時頃、今治市消防本部警防課通信指令室から今治保健所に「フグ食中毒様患者１名を医療機関に救急搬送する。」との連絡があった。

同保健所で調査したところ、患者は、25日19時頃にフグの刺身及び鍋を喫食しており、患

　　者の症状がフグ毒（テトロドトキシン）によるものと一致すること、患者尿からフグ毒が検出されたこと及び医師からの届出があったことから、同保健所は、本件をフグによる食中毒と断定した。

原因食品であるフグは、患者本人が釣り、自宅にて処理及び調理を行ったものであるが、ふぐ取扱者の資格は持っていなかった。

なお、患者は快方に向かっている。

２ 発生状況（令和３年12月28日(火)９時00分現在）

（１）発生日時 12月25日(土) 20時30分頃

（２）喫食日時 12月25日(土) 19時頃

（３）喫食場所 家庭

（４）原因食品 フグ料理（刺身及び鍋）

（５）病因物質 フグ毒（テトロドトキシン）

（６）喫食者数 １名（６０歳代男性）

（７）発症者数 １名

（８）主な症状 手足及び口腔内のしびれ、呼吸困難など

（９）受診者数 １名

（10）入院者数 １名（松山市内の医療機関）

３ 啓発依頼内容

ここ数年、愛媛県では、自分で釣ったフグや譲り受けたフグが原因で、毎年のようにフグに

よる食中毒が発生しています。フグは、有毒部位の喫食により死亡するおそれがあります。

フグを自ら調理することは、非常に危険です。素人調理は絶対にしないでください。

釣ったフグの処理は、有資格者に依頼するか、依頼できない場合は食べないでください。人

にも譲らないでください。

【近年の愛媛県内におけるフグによる食中毒の発生状況】



令和３年度【愛媛県】（注）松山市を除く

**★化学物質による食中毒★**

**■小中学校の給食の牛乳で児童らが「吐き気や腹痛」　原因は製造元が誤って『アルカリ洗浄剤を混入』最大2950本に洗剤混入の可能性　大阪市**

**12/28(火) 19:05配信　MBSニュース**

**アルカリ洗浄剤　水酸化ナトリウム**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/5d614fa43909d7fd1afc697358a5324f184e4a5e>

**報道発表資料　学校給食用牛乳の提供停止について（第四報）　大阪府大阪市**

**2021年12月28日**

**アルカリ洗浄剤　水酸化ナトリウム**

<https://www.city.osaka.lg.jp/hodoshiryo/kyoiku/0000553417.html>

問合せ先：教育委員会事務局 指導部 保健体育担当（06-6208-9140）

令和3年12月28日　17時55分発表

　令和3年12月8日（水曜日）、一部の学校で、学校給食において提供した牛乳を飲用に適さないと判断し提供を中止した件につきまして、原因が判明しましたので、お知らせします。

　なお、本件については、令和3年12月8日付けで第一報、令和3年12月9日付けで第二報、令和3年12月17日付けで第三報を報道発表しています。

1　牛乳の異変の原因について

　牛乳の異味と異臭の原因は、当該牛乳供給事業者である、いかるが乳業株式会社が、大阪市保健所の指導のもと調査した結果、令和3年12月7日、牛乳の充填工程中にアルカリ洗浄剤を混入させたことによるものと判明しました。

食品衛生法違反者の公表について（施設に対する行政処分等）（令和3年12月28日付け大阪市健康局公表）

（注）公表期間は、原則として行政処分等を行った翌日から起算して14日間

2　今後の対応について

　引き続き当該牛乳供給事業者が製造した牛乳の提供を停止し、他の牛乳供給事業者が製造した牛乳を提供します。当該牛乳供給事業者が製造した牛乳の提供については、始末書等の報告書の提出により、再発防止のために講じた措置内容等が示された際に、改めて検討します。

**食品衛生法違反者の公表について（施設に対する行政処分等）　大阪府大阪市**

**2021年12月28日**

**アルカリ洗浄剤　水酸化ナトリウム**

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000527025.html>

　食品衛生法第69条の規定に基づき、大阪市が違反者に対し行政処分等を行った事例について、次のとおり公表します。

　なお、公表期間は、原則として行政処分等を行った翌日から起算して14日間とします。（ただし、公表期間満了日が閉庁日の場合は、次の開庁日に公表を終了します。）

公表年月日：令和3年12月28日

施設名称　いかるが乳業株式会社　業種　乳処理業

行政処分等の理由　食品衛生法第13条第2項違反

行政処分等の内容　始末書の提出を指示

備考　令和3年12月7日、牛乳の充填工程中にアルカリ洗浄剤を混入させ、流通させた。

【営業者の対応】

 　・牛乳製品の自主回収（同年12月7日以降製造の全牛乳製品）

 　・同年12月9日午後から、アルカリ洗浄剤を混入させた牛乳製品と同じ製造ラインによる製造を自粛

 ・同年12月11日から、乳処理業及び乳製品製造業の全営業（製造）を自粛

**★細菌による感染症★**

**■（週報）腸管出血性大腸菌感染症（３類感染症）の発生について　2022/1/4**

　<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/9/6/3/6/9/1/_/040104-02daityoukin.pdf>

千歳保健所

　令和３年第52週　12月27日～1月2日に道立保健所管内で腸管出血性大腸菌感染症（ベロ毒素産生）が発生したのでお知らせします

　

　**■腸管出血性大腸菌感染症が発生しました　2022/1/4　岡山県**

**腸管出血性大腸菌Ｏ２６**

　<https://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/757119_6967818_misc.pdf>

　発 生 場 所 備中保健所管内

患 者 １名（男、中学生）

発 症 年 月 日 令和３年１２月２７日

速 報 年 月 日 令和４年１月４日

措 置　そ の 他

○患者は１２月２７日から腹痛、水溶性下痢、発熱の症状があった。

○１２月２８日に医療機関を受診し、検査したところ、１月１日にベロ毒素産生性腸管出血性大腸菌Ｏ２６による感染症と確認されたため、届出があった。

○現在、症状は回復している。

○接触者については、現在調査中である。

備 考

患者等累計（本件を含む） 本年 １名

（参考） 令和３年 ８１名

**■保育所で腸管出血性大腸菌「O26」の集団感染　職員10人・症状なし　園児は確認されず**

**1/1(土) 22:32配信　NBS長野放送　長野県千曲市**

**腸管出血性大腸菌「O26」**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/1940ac06e65b3a2b5099372a49a5a82ae4ac56c8>

　**千曲市内の保育所で腸管出血性大腸菌の集団感染事例が発生しました**

**長野県（健康福祉部感染症対策課）プレスリリース令4和年(2022年)1月1日**

**腸管出血性大腸菌Ｏ26**

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/happyou/ehec_o26_syuudankansenjirei.html>

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/happyou/documents/20211231ehec1.pdf>

千曲市内の保育所で、腸管出血性大腸菌（Ｏ26）の集団感染事例が発生しました。

帰宅時、食事前、トイレの後はよく手洗いをするなど、感染予防に努めましょう。

　概要

12月24日に、千曲市内の医療機関から腸管出血性大腸菌感染症無症状病原体保有者3人（Ｏ26）の届出があり、いずれも千曲市内の同じ保育所に勤務していることが明らかとなったため、長野保健所がこの保育所に対する調査を開始しました。

その後、職員・園児に対する検便を順次実施した結果、12月31日までに、無症状病原体保有者10人の感染者が確認されました。

感染者数（12月24日から12月31日までの状況）

　

　※（　）：感染者のうち、患者数

※：感染者とは、患者と無症状病原体保有者（感染者のうち、症状はないが菌を保有している者）の合計数を指します。

感染者の健康状態について　現時点で、症状を呈している方はいません。

保健所の対応

保育所及び家庭に対して、職員・園児らの健康調査と感染拡大防止を徹底し、体調に変化がある場合は医療機関を受診するよう指導しています。

併せて、感染が確認された職員については、感染させるおそれがある業務を控えるよう指導しています。

その他（参考資料）

1. 腸管出血性大腸菌感染症の届出件数



**★ウイルスによる感染症★**

**■（速報）感染性胃腸炎患者の集団発生について　2022/1/4　北海道**

**感染症　ノロウイルス**

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/9/6/3/6/9/2/_/040104-03ityouen.pdf>

　稚内保育所　23名　ノロウイルス

1.発生の探知　2021/12/30、稚内保健所管内の市町村役場を通じて、医療機関から保育施設で複数のものがおう吐、下痢を呈している旨、同保健所に通報があった。

　2.発生の概要

　　稚内保健所管内の保育所の園児１6名及び職員７名が、12月20日から12月29日にかけて胃腸炎症状を呈し、うち5名が医療機関を受診　入院したものはいない。

　3.現在の状況　1月4日現在、症状は回復もしくは快方に向かっている。

　4.経過

　　12月20日～12月29日　有症者発生

　　　　　　　　　　　　　　　 医療機関において有症者のうち１名の便を検査した結果、1名からノロウイルスを確認

12月29日　稚内保健所管内の市町村役場から保健所に通報

　5.感染経路　現在調査中

**■盛岡市の保育所でノロウイルス集団感染 今年度３０件目　岩手県盛岡市**

**12月28日　06時13分　岩手 NEWS WEB**

**感染症　ノロウイルス**

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/morioka/20211228/6040012999.html>

**■（速報）感染性胃腸炎患者の集団発生について　2021/12/24　北海道**

**感染症　アストロウイルス**

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/9/2/5/1/2/0/_/031224-03ityou.pdf>

　倶知安保育所　27名　アストロウイルス

1.発生の探知　2021/12/17、倶知安保健所管内の保育所から、複数の園児がおう吐、下痢、腹痛、発熱等の症状を呈している旨、同保健所に通報があった。

　2.発生の概要

　　倶知安保健所管内の保育所の園児26名及び職員１名の計２７名が、12月3日から12月22日にかけておう吐、下痢、腹痛、発熱などの症状を呈し、8名が医療機関を受診し治療を受けた。入院したものはいない。

　3.現在の状況　12月24日現在、症状は回復もしくは快方に向かっている。

　4.経過

　　12月3日～12月22日　おう吐、下痢、腹痛、発熱などの有症者発生

　　12月17日　　　　　　　保育所から保健所に通報

　　12月22日 北海道立衛生研究所において有症者１１名の便を検査した結果、8

名からアストロウイルスを確認

　5.感染経路　現在調査中

**■園児ら３３人 感染性胃腸炎の集団感染が発生か つくばみらい　茨城県つくばみらい市**

**12月23日　17時48分　茨城 NEWS WEB**

**感染症　アストロウイルス**

<https://www3.nhk.or.jp/lnews/mito/>

**■（速報）感染性胃腸炎患者の集団発生について　2021/12/22　北海道**

**感染症　ノロウイルス**

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/fs/4/8/2/3/2/2/0/_/031209-02ityouen.pdf>

　富良野保育所　１５名　ノロウイルス

1.発生の探知　2021/12/20、富良野保健所管内の保育所から、複数の園児がおう吐、下痢、発熱等の症状を呈している旨、同保健所に通報があった。

　2.発生の概要

　　富良野保健所管内の保育所の園児１5名が、12月17日から12月21日にかけておう吐、下痢、発熱などの症状を呈し、15名が医療機関を受診し、うち３名が入院した。

　3.現在の状況　12月22日現在、症状は回復もしくは快方に向かっている。また、入院者３名のうち２名は回復し、既に退院している。（入院中の１名も快方に向かっている。）

　4.経過

　　12月17日～12月21日　おう吐、下痢、発熱などの有症者発生

　　医療機関において有症者のうち１５名の便を検査した結果、４名からノロウイルスを確認

12月20日　保育所から保健所に通報

　5.感染経路　現在調査中

**★その他の感染症★**

**■**

**★違反食品★掲載漏れです**

**■食品衛生法で定める規格基準に適合しない方法で製造された牛もつの販売について**

 **（令和３年 11 月 26 日（金） 午後 11 時 15 分現在）**

**福岡県福岡市**

**食品衛生法第 13 条第２項違反（規格基準に適合しない殺菌方法で当該食品を製造し、販売したこと）**

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/2785/1/siryoushuusei1126_shokuhineiseihoudesadamerukikaukijunnnitekigousinaihouhoudeseizousaretagyuumotunohannbainituite.pdf?20211225160845>

　１ 概要

令和３年 11 月 26 日（金）、営業者から博多区保健福祉センターに下記の製造所で製造したもつ鍋セットの牛もつ（容器包装詰加圧加熱殺菌食品。以下「当該食品」という。）が膨張しており、自主回収をしている旨の連絡があった。

これを受けて、同センターが製造所の調査を実施したところ、食品衛生法で定める規格基準に適合しない方法で当該食品が製造されていることを確認した。

このため、同センターは同法第 59 条第１項の規定に基づき当該食品の製造者に対して回収を命じた。

２ 製造者の氏名

屋 号：有限会社楽天地 セントラルキッチン

３ 違反内容

食品衛生法第 13 条第２項違反

 　　（規格基準に適合しない殺菌方法で当該食品を製造し、販売したこと）

４ 違反食品

 品 名：もつ鍋セット２人前

 商品内容 ：牛もつ（にんにく入）、ちゃんぽん麺、スープ、唐辛子

保存方法 ：直射日光や高温多湿を避けて常温保存

 販 売 数 量：450 個（2021 年 11 月 10 日から 11 月 16 日に製造）

 回収対象：賞味期限が 2022 年５月３日から５月９日、５月 11 日、５月 12 日の商品

 販売方法：高速道路のサービスエリア、百貨店等での対面販売

５ 処分内容　当該違反食品の回収（食品衛生法第 59 条第１項適用）

６ 製造者に対する指導事項

（１）違反食品の販売先へ情報を提供し、違反食品を回収すること

（２）食品衛生法で定める規格基準を遵守して製造すること

（３）回収状況及び製造方法の改善報告書を提出すること

７ その他

当該事業者は既に販売を中止し、自主回収を行っている

【参考】食品衛生法で定められた容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する規格基準

●食品、添加物等の規格基準（抜粋）

Ｄ「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」の「２ 容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造基準」（６）

 「製造の際に行う加圧加熱殺菌は、次の二つの条件に適合するように加圧加熱殺菌の方法を定め、その定めた方法により行わなければならない。

 　１．原材料等に由来して当該食品中に存在し、かつ、発育し得る微生物を死滅させるのに十分な効力を有する方法であること。

２．その pH が 4.6 を超え、かつ、水分活性が 0.94 を超える容器包装詰加圧加熱殺菌食品にあっては、中心部の温度を 120°で４分間加熱する方法又はこれと同等以上の効力を有する方法であること。」

**■中国産にんじんの農薬基準値超過事例について（令和２年 11 月 2１日 15：00 現在）**

**福岡県福岡市**

**ジメトモルフが基準値超過（食品衛生法第 13 条第３項違反）**

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/2785/1/201121_press.pdf?20211225160845>

　１ 概要

令和２年 11 月 20 日（金）に厚生労働省から「検疫所におけるモニタリング検査の結果、中国産生鮮にんじんから農薬ジメトモルフが食品衛生法で定める基準値を超えて検出された。」との連絡があり、本日、東区保健福祉センター（東保健所）は、同法第 54 条第１項に基づき当該食品の輸入者に対して回収命令を発出した。

２ 輸入者の氏名

氏 名 株式会社まる 代表取締役 百富 進

３ 違反内容

ジメトモルフが基準値超過（食品衛生法第 13 条第３項違反）

検出値 0.03 ppm

基準値 0.01 ppm

４ 違反食品

品 名 生鮮にんじん

数 量 2,274 カートン（25,500kg）

原産国 中国

輸入日 令和 2 年 11 月 9 日（月）

５ 処分内容

当該違反食品の回収（食品衛生法第 54 条第 1 項適用）

６ 輸入者に対する指導事項

（１）違反食品の流通先への情報提供

（２）違反原因の調査及び再発防止対策

（３）回収品の廃棄、積戻し等

７ その他

出荷された 723 カートンについては、すでに輸入者が自主的に回収に着手している。なお、残りの 1,551 カートンについては、出荷されておらず流通していない。

ジメトモルフについて

・日本では、トマト、キャベツ、じゃがいも等に殺菌剤として使用されています。

・ADI（許容一日摂取量）は体重１kg あたり 0.11mg/day です。

・今回検出された濃度は、仮に体重 60kg の人が一生涯毎日 220kg 食べても健康に影響のない値です

**★その他関連ニュース★**

**■ノロウイルスなど「冬の食中毒注意報」初発令　京都、胃腸炎が流行基準超え**

**1/6(木) 14:33配信　京都新聞**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/808b3966ec56b888f42a4688d7113c81dbd8d66e>

**■下水中ノロウイルス濃度が上昇しています！　宮城県**

**東北大学下水中ノロウイルス濃度情報発信サイト**

[https://novinsewage.com/newsletter/%e4%b8%8b%e6%b0%b4%e4%b8%ad%e3%83%8e%e3%83%ad%e3%82%a6%e3%82%a4%e3%83%ab%e3%82%b9%e6%bf%83%e5%ba%a6%e3%81%8c%e4%b8%8a%e6%98%87%e3%81%97%e3%81%a6%e3%81%84%e3%81%be%e3%81%99%ef%bc%81-6/](https://novinsewage.com/newsletter/%E4%B8%8B%E6%B0%B4%E4%B8%AD%E3%83%8E%E3%83%AD%E3%82%A6%E3%82%A4%E3%83%AB%E3%82%B9%E6%BF%83%E5%BA%A6%E3%81%8C%E4%B8%8A%E6%98%87%E3%81%97%E3%81%A6%E3%81%84%E3%81%BE%E3%81%99%EF%BC%81-6/)

**■ノロウイルス、要注意　12/27(月) 10:08配信　山形新聞**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/d9ed2fd1a0b49be036d18b6bbd2a4e229771a049>

**■熊本市がノロウイルス食中毒注意報を発令　手洗い徹底など呼び掛け**

**12/25(土) 13:59配信　熊本日日新聞**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/26c2b477120d0ab60333f17fe4a322b977c5294b>

**■【感染症専門医が回答】急な嘔吐や下痢　家庭内や集団生活で人から人への感染に注意**

**12/25(土) 8:00配信　感染症・予防接種ナビ**

<https://news.yahoo.co.jp/articles/04ccb7512e1e545f4c8941eea7817c976d5c9aa5>

**■郡上市白鳥(しろとり)町白鳥(しろとり)地内におけるPCBを含む油の流出について（第2報）　2021/12/24**

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/pressrelease/194790.html>

　　郡上市白鳥町白鳥地内における低濃度のポリ塩化ビフェニル(PCB)を含む油の流出事故については、第1報を令和3年12月21日にお知らせしました。

　本日（12月24日）、流出した地点の下流水路及び長良川本川の水質検査結果が判明し、PCBの水質環境基準に適合していることを確認しましたのでお知らせします。

記

1　検査結果

　　・検査地点：流出した地点の下流水路及び長良川本川の計4地点

　　・検査結果：すべての地点でPCBは検出されなかった。

　　　　　　　　※PCBの水質汚濁に関する環境基準「検出されないこと」

2　対応

　　・原因者に対し、流出したPCB廃棄物（オイルマット等のPCBが付着した廃棄物を含む）を回収し、適正に処理するよう継続して指導します。

　　・念のため、下流水路に設置したオイルフェンスを当面の間継続して設置します。

　**郡上市白鳥町白鳥地内におけるＰＣＢを含む油の流出について（第２報）**

<https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/280490.pdf>

郡上市白鳥町白鳥地内における低濃度のポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）を含む油の流出事故

については、第１報を令和３年１２月２１日にお知らせしました。

本日（１２月２４日）、流出した地点の下流水路及び長良川本川の水質検査結果が判明し、

ＰＣＢの水質環境基準に適合していることを確認しましたのでお知らせします。

１ 検査結果

・検査地点：流出した地点の下流水路及び長良川本川の計４地点

・検査結果：すべての地点でＰＣＢは検出されなかった。

 ※ＰＣＢの水質汚濁に関する環境基準「検出されないこと」

２ 対応

・原因者に対し、流出したＰＣＢ廃棄物（オイルマット等のＰＣＢが付着した廃棄物を含

む）を回収し、適正に処理するよう継続して指導します。

・念のため、下流水路に設置したオイルフェンスを当面の間継続して設置します。

**■上越保健所管内で感染性胃腸炎 流行収まらず警報基準の倍以上**

**2021年12月23日 17:05更新　上越妙高タウン情報**

**感染症　ノロウイルス**

　<https://www.joetsu.ne.jp/166039>